

尼崎市特別職報酬等審議会
参 考 資 料 1
令 和 6 年 1 2 月 3 日

尼崎市特別職報酬等審議会
参考法令資料

尼崎市

特別職の報酬等について

(昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする事。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする事。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当である事。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする事。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避ける事。

市長及び副市長に対する給料・期末手当及び退職手当の根拠法令

市長及び副市長の給料は、地方自治法第 204 条第 1 項により、『支給しなければならない』と規定されている。

一方、期末手当をはじめとする諸手当は、同法同条第 2 項により、『支給することができる』と規定されている。

なお、同法同条第 3 項により、これらの支給額および支給方法については、条例で定めなければならないことが規定されている。

これを受け、『尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例』及び『市長及び副市長の退職手当に関する条例』にて、市長及び副市長の給料月額、期末手当及び退職手当の支給額を規定している。

○地方自治法

昭和 22 年 4 月 17 日

条例第 67 号

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

特別職の職員の給与について

(昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあり、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分留意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第 204 条および附則第 6 条の 2 の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市長村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとするは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当(調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当)に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる

給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるように特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前 5 カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 1 人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

○市長及び副市長の退職手当に関する条例

昭和54年12月25日
条例第24号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長(以下「市長等」という。)の退職手当について必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 市長等が任期満了その他の理由により退職したときは、その者(死亡による退職の場合にあっては、その者の遺族)に対し、退職手当を支給する。

(退職手当の支払)

第3条 退職手当は、市長等が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長にあっては100分の40、副市長にあっては100分の27をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の在職月数は、市長等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その数が48を超えるときは、48)とする。

(退職手当の支給制限)

第5条 在職中禁錮以上の刑に処せられた者、懲戒免職の処分を受けた者その他在職中において市長等の職の信用を失うべき行為があつた者が退職したときは、その退職については、退職手当を支給しないこととすることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、市長等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、市長等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生活を共にしていたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、市長等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して支給する。

(口座振替の方法による支給)

第7条 退職手当は、退職手当を受けるべき者から申出があつたときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2の規定による口座振替の方法によりこれを支給することができる。

(準用)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号)の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

○尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

昭和36年4月1日
条例第11号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長
 - (2) 副市長
 - (3) 固定資産評価員
- (給料)

第2条 特別職の職員に支給する給料は、別表のとおりとする。

(その他の給与)

第3条 前条の規定による給料のほか、特別職の職員に対しては、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例に準じて手当(期末手当を除く。)を、当該特別職の職員が6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する場合(基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合を含む。)において期末手当を支給することができる。

2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日(特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日)現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に100分の170を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 前項の場合において、任期が満了した日に在職した市長でその任期の満了に伴う選挙により再び市長となったもの、任期が満了した日に在職した副市長及び固定資産評価員(以下「副市長等」という。)でその任期の満了に伴う選任により再び同一の職となったものその他副市長等となった者で規則で定めるものの受ける同項の期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職したものとみなす。

(給与の支給方法)

第4条 前2条に定めるもののほか、特別職の職員の給与の支給に関しては、給与条例の規定を準用する。

(旅費)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、尼崎市職員等の旅費に関する条例(昭和36年尼崎市条例第4号)の規定を準用する。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表

職名	給料月額
市長	1,177,000円
副市長	942,000円
固定資産評価員	717,000円